

令和7年度事業計画

方 針

令和6年度に入り、コロナ感染症問題が終息に向かい、社会全体の動きも方向転換され、断酒会活動への障害も解消、断酒会行事が順調に再開されたことは喜ばしいことであった。

今年度からは今までのコロナ問題に関連する閉塞状況下の経験を十分に活かしながら断酒会活動のさらなる復活と再構築に注力しなければならない。

第Ⅱ期アルコール健康障害対策推進基本計画（以下、第Ⅱ期基本計画）で、全断連と専門医療関係者が提案してきた「SBIRTS」が基本的施策に明記されたことで、多くのアルコール依存症者が断酒会に参加してくることが期待される。その対応策として、断酒会は引き続きアルコール依存症者の受け入れ体制の整備を急がなければならない。

この活動を支えるためには、断酒会活動に向けた意識改革を進め、断酒会全体の精神的、組織的体力の強化を推進しなければならない。

また、各地方公共団体は、既存の都道府県推進計画を見直し、新しい推進計画策定を進めている。各加盟断酒会においては、各地域の新しい都道府県推進計画に協力することが求められている。

今年度以降の活動は昨年度に引き続き、第Ⅱ期基本計画と厚労省依存症対策に示されている自助グループの活動に対する支援を有効に活用し、自助グループに対する社会的要請に応えることに集中する。

1. 大会・研修会等の事業

（1）全国大会の開催

開催にあたっては、十分な事前PRに努め、会員のみならず広く一般の参加を呼びかける。

名 称 ： 第62回全国（愛知）大会

開催日時： 令和7年10月19日（日）10：00～15：30

場 所 ： 愛知県名古屋市 岡谷鋼機名古屋公会堂

後 援 ： 厚生労働省、日本医師会、愛知県、名古屋市、他後援

以降、下記のとおり決定している。

第63回 兵庫県、第64回 北海道、第65回 三重県、第66回 四国ブロック

第67回 広島県、第68回 九州ブロック、第70回京都府

基本法に定める基本計画と都道府県推進計画及び厚労省依存症対策を勘案しつつ、地域行政を中心とする地域連携による共同企画と共同開催を進めていく。

（2）ブロック大会の開催

開催にあたっては、十分な事前PRに努め、会員のみならず広く一般の参加を呼びかける。今年度は9ブロックでの開催を目指す。

北海道ブロック（函 館） 令和7年 9月14日（日）

東 北ブロック（宮 城） 令和7年 5月25日（日）

関 東ブロック（埼 玉） 令和7年 5月25日（日）

北 陸ブロック（新 潟） 令和7年 6月 8日（日）

中 部ブロック (山 梨)	令和7年 4月 13日 (日)
近 畿ブロック (大 阪)	令和7年 9月 7日 (日)
中 国ブロック (鳥 取)	令和7年 4月 6日 (日)
四 国ブロック (愛 媛)	令和7年 7月 27日 (日)
九 州ブロック (長 崎)	令和7年 6月 1日 (日)

(3) 全断連セミナーの開催

名 称 : 第38回全断連セミナー

開催日 : 令和7年8月23日(土)～24日(日)

場 所 : 愛知県美浜自然の家

参加者 : 断酒会員・家族

テーマ : 「SBIRTS の実践と受け入れ体制の整備」

断酒会と医療・行政機関及び一般社会との連携を進められる資質を備えたリーダーの育成を研修の主目的とする。“SBIRTS の実践”を主テーマとする。分科会方式による全員参加型研修とする。

(4) ブロック研修会を例年どおり各地で開催

研修の内容に学習要素を加え、断酒会員の資質の向上に努める。

北海道ブロック

東 北ブロック (岩 手) 令和7年 9月 27,28日 (土日)

北 陸ブロック (富 山) 令和7年 8月 2,3日 (土日)

中 部ブロック (山 梨) 令和7年 11月 1, 2日 (土日)

中 部ブロック (山 梨) 令和8年 3月 7, 8日 (土日)

中 国ブロック (岡 山) 令和7年 10月 25,26日 (土日)

四 国ブロック (徳 島) 令和7年 10月 26日 (日)

九 州ブロック

(5) 断酒学校(原則2泊3日)を下記のとおり開催

研修の内容に学習要素を加えることで、断酒会員の資質の向上に努め、広く一般社会に対する酒害啓発活動に資することを目的とする。

第54回大雪断酒学校 令和8年 2月 6日(金)～8日(日)

第8回関東ブロック断酒学校 令和7年 10月 4日(土)～5日(日)

第27回近畿ブロック断酒学校 令和7年 11月 14日(金)～16日(日)

第53回山陰断酒学校 令和7年 9月 6日(土)～7日(日)

第78回松村断酒学校 令和7年 5月 10日(土)～11日(日)

(6) 市民公開セミナーの企画・推進

地域連携の推進により、地域行政はじめ関係諸機関の協力を得て、市民性の高い企画内容を目指す。

① 公益法人としての酒害啓発の最重点施策として、市民公開セミナーの開催をより一層促進

する。行政を中心とした地域連携による共催化を進める。

- ② 断酒学校・ブロック研修会などにおいて研修された、アルコール問題を取り巻く社会問題、家族の学習、親子関係の学習、依存症に対する偏見解消等を断酒会、一般市民共通の課題として取り上げ企画する。

(7) 酒害啓発のためにアルコール関連問題啓発週間を最大限に活用

- ① 啓発週間における厚生労働省主催の啓発イベントの企画・運営に協力する。
- ② 断酒宣言の日記念、アルコール関連問題啓発全国一斉キャンペーンの継続と推進
地域行政との連携により、さらに規模の大きな、宣伝効果の高いキャンペーンの展開を図る。
- ③ 厚生労働省、警察庁はじめ、各地域の行政、警察、関係諸機関等との連携を図り、後援等の支援・協力を得ることに努める。

(8) SBIRTS 普及促進事業の展開を継続

昨年度も、平成30年度から全国展開している「SBIRTS 普及促進セミナー」に加えて、「全断連セミナーにおける SBIRTS 研修会」、「アルコール関連問題啓発全国一斉キャンペーン」を SBIRTS 普及促進活動に組み入れ、厚生労働省の民間団体支援補助金の対象事業として企画した。

厚生労働省が令和2年度に依存症対策として創設した「地域連携による依存症の早期発見・早期対応、継続的支援のためのモデル事業」に対応したものである。

今年度も SBIRTS の普及促進を最重要課題として、地域関係機関との顔の見えるネットワークの構築を推進し、新会員の増加に努める。

- ① 医療をはじめ地域の諸機関との交流、連携を通じて、断酒会への理解と信頼を高めるとともに、酒害者が入会しやすい環境を作るよう注力する。
- ② 行政機関や医療従事者との連携による SBIRTS の展開を図る。

アルコール依存症者が、行政による相談支援及び医療での治療から断酒会へスムーズに繋がれることを目指し、地域行政、医療従事者を対象とした「SBIRTS の普及促進セミナー」を全国11地域を目途に展開する。

厚労省の「依存症対策民間団体支援事業費補助金」を活用し、開催地域加盟断酒会に主管業務等の協力を要請する。

- ③ 全断連セミナーにおいて、断酒会員に SBIRTS の実践に関する研修会を実施し、新しい会員を受け入れるための会員個々の知見の向上と組織的体制の整備を図る。
- ④ アルコール関連問題啓発週間において、「地域連携によるアルコール依存症の早期発見・早期対応、継続支援」を訴え、社会に対しアルコール依存症治療に関する基本的な認識を啓発する。

2. 第Ⅱ期アルコール健康障害対策基本計画の推進

昨年に引き続き、今年度の活動は第Ⅱ期基本計画と厚労省依存症対策に示された自助グループの活動に対する支援を有効に活用し、自助グループに対する社会的要請に応えることに集中し、なおかつ2026年に策定される第Ⅲ期基本計画の関係者委員として計画策定に参画する。

(1) 厚生労働省依存症対策「民間団体の活動に対する支援」の有効活用

基本計画及び厚労省依存症対策に定める「依存症に取り組む民間団体の活動支援」の実施と充実に努める。

① 第Ⅱ期基本計画と厚労省依存症対策の推進

- i) 全断連「アクション・プラン／基本法対策委員会によるアルコール健康障害対策の推進及び厚労省依存症対策活動の強化を推進する。

基本計画及び厚労省依存症対策について、各地域への周知と研修会等のリードを行い、都道府県推進計画と厚労省依存症対策の活用に向けた教宣活動に努める。

- ii) 加盟断酒会との連絡を強化する

各加盟断酒会と委員会との連絡を密にし、情報の共有化と連携活動の推進に努める。

- iii) 委員会と加盟断酒会の間で、基本計画に定める基本的施策及び厚労省依存症対策と断酒会活動の方向について、地域の実情に沿った有機的な関連づけを検討し、加盟断酒会の実践に結び付ける。

- iv) 全断連セミナー、ブロック研修会等全断連主催行事等の機会に、基本計画及び厚労省依存症対策に関する学習を行い、都道府県推進計画の実行及び厚労省依存症対策の推進に参画するための精神的、組織的体力の強化を図る。

② 都道府県推進計画の実行、推進に参画

一部を除き、ほぼ全ての都道府県において第Ⅱ期推進計画策定が終了し、具体的に施策の事業化実施に入っている。加盟断酒会に対し、各都道府県第Ⅱ期推進計画実施においても、地域行政に協力することを求める。

- ③ 断酒会全体に基本計画の趣旨・内容、推進計画実施状況及び厚労省依存症対策の動向を周知
基本計画の実施状況、都道府県推進計画実施状況及び厚労省依存症対策の推進状況、活用状況を全断連機関紙等を通じて周知する。

④ アルコール関連問題啓発週間を酒害啓発のため最大限に活用

- i) 厚生労働省主催の啓発週間における啓発イベントの企画・運営に協力する。

- ii) 断酒宣言の日記念、アルコール関連問題啓発全国一斉キャンペーンの継続と推進

地域行政との連携により、さらに規模の大きな、宣伝効果の高いキャンペーンの展開を図る。

- iii) 厚生労働省、警察庁はじめ、各地域の行政、警察、関係諸機関等との連携を図り、後援等の支援・協力を得ることに努める。

⑤ アルコール問題議員連盟との連携

アルコール問題議員連盟幹事会と密接な連絡をとり、基本法及び厚労省依存症対策の進展状況及び問題点について意見交換を行い、必要に応じて議員連盟総会の開催を要請し、「民間団体の活動に対する支援」の充実を要請する。

(2) 第3期アルコール健康障害対策基本計画策定の準備

第Ⅱ期基本計画は令和7年度をもって終了する。

昨年度末、第Ⅲ期基本計画の具体的検討に向けて関係者会議がスタートした。

全断連は、引き続き、自助団体代表として、会議に参画し、当事者団体として意見具申を行うことになる。

第Ⅰ期、Ⅱ期計画とその遂行状況に真摯な評価を行い、断酒会にとってより充実した第Ⅲ期基本計画の策定に備える必要がある。

(3) 新しい酒害者の受け入れ体制の整備

第Ⅱ期基本計画に全断連と専門医療関係者が提案してきた「SBIRTS」が基本的施策に明記されたことにより、多くのアルコール依存症者が断酒会に参加してくることが期待される。

断酒会は基本理念である「この世に一人の酒害者を残さない」ことを目指し、アルコール依存症者の受け入れ体制の整備に全力を集中する必要がある。

この活動を支えるためには、断酒会活動に向けた意識改革を進め、断酒会全体の精神的、組織的体力の強化を推進しなければならない。

① 会員意識の向上・強化

i) 断酒会のリーダーに関する研修の強化を図り、その成果の全体への浸透を図る。

ii) 全断連基準酒害相談研修講座の実施により、酒害相談のスキル習得のみならず、会員としての知見と意識の向上を図る。

iii) ブロック研修会、断酒学校等に学習型プログラムを取り入れ、会員の意識と質の向上に努める。

② 会員の裾野を広げ新会員の増加に努める

i) こころの問題を抱えた者も対象とする居場所やコミュニティを提供する。

ii) 昼例会を拡充し、夜間の活動に支障のある者に対応する。また、医療・行政機関からの出席を容易にして研修と交流の機会とする。

iii) コロナ禍で培ったオンライン・ネットワークを駆使し、全国どこからでも参加できる例会を開催継続できるよう協力する。

③ 地域とのネットワークの構築を推進し新会員の増加に努める

SBIRTSの普及促進を最重要課題とする。

i) 医療をはじめ地域の諸機関との交流、連携を通じて、断酒会への理解と信頼を高めるとともに、酒害者が入会しやすい環境を作るよう注力する。

ii) 行政機関や医療従事者との連携によるSBIRTSの展開を図る。

行政による相談支援及び医療での治療から断酒会へのスムーズなアルコール依存症者の移行を目指し、地域行政、医療従事者を対象とした「SBIRTS普及促進セミナー」を全国11地域を目途に展開する。

厚労省の「依存症対策民間団体支援事業補助金」を活用し、開催地域加盟断酒会に主管業務等の協力を要請する。

(3) 社会資源としての責務遂行

社会資源としての活動は全て基本計画に定める基本的施策、厚労省依存症対策に直結することを意識し、行政をはじめとした諸機関との連携と支援を考慮しながら企画立案する。

① 酒害啓発事業の市民性を強化する

i) 全国大会、ブロック大会の地域行政との共同開催を促進する。

大会主管予定加盟断酒会に対し、当該地域行政への共催要請を促す。

ii) 共感の得られる体験談を提供し、真の回復の姿を見せる。

iii) 社会に対して、自助の殻にこもらない、自助から共助へ、そして社会貢献を目指す姿を示す。

iv) 事前広報活動に注力し、連携諸機関はもとより広く一般社会からの参加を求める。

② 酒害相談の充実を図る

i) 酒害相談機会と場所の拡充を図る。

ii) 基本計画で定められ、厚労省依存症対策に引き継がれた、地域における「相談拠点」の設置を目指し、具体化をめざす。

拠点におけるピアカウンセラーとして協力する。

iii) 断酒例会を酒害相談の場として位置づける。

基本計画に定める「地域における自助団体の活動に対する支援提供」及び厚労省依存症対策に明記された行政による「断酒例会場の提供」を全国各地で実現することを目標に、各地域行政に対し、酒害相談の場として会場提供を求める。

酒害相談機会を設けた断酒例会運営を検討する。

iv) 酒害相談研修講座開設の推進

酒害相談に対応できる人材の養成を目的に、社会全般にわたる研修講座を励行し、会員全体の知見の向上に努める。

③ アルコール関連問題に関わる政府の対策に協力継続

i) 常習飲酒運転問題対策協力の継続

山形・市原・加古川各刑務所での教育プログラム参加継続

要請があれば、その他地域にも拡大する。全断連出版物の無償提供等で支援する。

ii) 断酒宣言の日記念アルコール関連問題啓発全国一斉キャンペーンを継続

平成20年以来17年目。本年も継続を予定。

iii) 仮釈放・執行猶予期間中の保護観察対象者の教育プログラムに協力
各地域で継続する。

3. 啓発・普及・宣伝事業

(1) 機関紙「かがり火」を隔月に発行する

(2) 「みんなの全断連短信」を毎月発行・配信する

都道府県連を通じて、全断酒会員に配布する。

(3) 「躍進する全断連」を発行する

断酒会活動の全貌を把握する年報として、また外部に対する広報誌として活用する。

(4) 断酒会現況調査

令和7年4月1日現在の断酒会活動状況と会員の動向調査を実施する。

(5) 全断連ホームページのメンテナンス

ホームページの更新、見直しを行い、一般からのアクセスに応える。

携帯からのアクセス用のホームページも同様に整備する。

(6) 関連団体・外部講演会・外部出版物への参画

酒害の啓発機会に参画する。

4. 特記事項

(1) 基本財産の取り崩しの実行について

近年、会費収入等の減少による流動資産が不足してきており、資金繰りが窮迫する事態に直面しつつある。これに対応するため、定期預金1（りそな銀行）14,041,655円を取り崩し、普通預金に繰り入れることを理事会で承認し、本社員総会で提案いたします。

(2) 全断連会費の改定について

第1号議案の特記事項1. の承認を得ることができた場合を前提に、全断連理事会は、全断連会費の改定について、検討を開始する。

① 今後5年にわたる収支均衡を念頭に置いた事業計画を策定し、それを可能とする会費を決定する。

② 第1号議案特記事項に記載した状況分析を加盟断酒会に周知し、その理解と会費改定に対する協力を要請する。

③ 改定会費は、令和7年度第1回定例理事会で検討開始し、第2回定例理事会で決定する。

④ 改定会費の適用は令和9年4月1日を目途とし、加盟断酒会においては、令和8年10月より令和9年4月の全断連への納付に備えることとする。

⑤ 以上の理事会決定事項を令和8年度定時社員総会に上程し、承認を受けるよう努める。

5. その他

(1) 精神保健福祉全国大会他関連団体主催の行事への参加

第72回精神保健福祉全国大会

(場所) 鳥取県 米子公会堂

(日時) 令和7年12月7日(日)

主催 厚生労働省、公益社団法人日本精神保健福祉連盟

(2) 全国社会福祉協議会「社会福祉主事」通信講座受講者の募集

令和7年度の受講者は無。

○令和7年度全断連会議予定

令和7年度に予定している全断連の会議は以下のとおりです。

臨時理事会	令和7年 4月 20日(日)	(書面表決を予定)
-------	----------------	-----------

臨時理事会	令和7年 6月 21日(土)	L stay & grow 晴海
-------	----------------	------------------

全国評議員会	令和7年 6月 21日(土)	L stay & grow 晴海
--------	----------------	------------------

第15回社員総会	令和7年 6月 22日（日）	L stay & grow 晴海
教宣部会	令和7年 6月 22日（日）	L stay & grow 晴海
定例理事会	令和7年 7月 12日（土）	オンライン
総務部会	令和7年 7月 12日（土）	オンライン
教宣部会	令和7年 7月 12日（土）	オンライン
アクション・プラン／基本法対策委員会		
	令和7年 7月 12日（土）	オンライン
教宣部会	令和7年 8月 23日（土）	愛知県美浜自然の家
定例理事会	令和8年 3月 21日（土）	全断連本部事務所